

1 人権オンブズパーソン

〔市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当〕

【提言（１）】

人権オンブズパーソンの認知度を高めるため、しくみや事業内容を分かりやすい手段で市民に知らせること。特に子どもへの広報にあたっては、親しみやすい方策についても配慮すること。

講じている措置

子ども相談カードは、親近感をもって常時携帯できるようカラー印刷で「みんなのサポーター」のサブタイトルとロバのイラストを入れ、両面はポリフィルム加工により光沢と耐久性を加えました。

また、新たに「子ども向けリーフレット」等を作成し、これらを学校等を通じて児童・生徒に配布した他、今年度は新たにこども文化センター等にも子ども向けリーフレットを配布しました。広報については、局長会議等を通じて全庁的に周知を図るとともに、各関係部署への協力依頼や市ホームページでの制度紹介に加え、教育委員会「教育だより7月号」に人権オンブズパーソンの紹介記事を掲載しました。

報告書の充実について、「救済申立ての表」に「申立・調査開始年月、終了年月、活動回数」と「子ども教室」でパーソンの写真を掲載し、「権利を侵害されたと思われる年代（前年度比）」「相談住所別（前年度比）」のグラフを追加するなど、報告書の構成を見直しました。


講じようとしている措置

制度周知について、子どもの権利の日のつどい・各区子どもフェスタ等で「子ども向けリーフレット」を配布し、市内掲示板のポスター掲示や駅市政情報掲示板・アゼリア地下街等の広報スペース等を利用して市民への広報を充実させます。

相談カード

みんなのサポーター
かわさき しんけん
川崎市人権オンブズパーソン

いじめや友達との関係などで、つらいとき、困っているとき、電話をしましょう。相談して元気になりましょう。



でんわ 044-813-3110
フリーダイヤル(無料) 0120-813-887

月・水・金曜日 午後1時から午後7時
土曜日 午前9時から午後3時

祝日・年末年始は休みです。

子ども向けリーフレット(三つ折)

相談方法
電話・ファクス・インターネットなど、どんな方法でもできます。

費用
かかりません。

相談日
月・水・金・・・午後1時～午後7時
土・・・午前9時～午後3時
祝日・年末年始は休みです。

相談電話
子どもフリーダイヤル(無料) 0120-813-887
電話 044-813-3110
ファクス 044-813-3101

人権オンブズパーソンホームページ
http://www.city.kawasaki.jp/75/75sz/ohse/jimu/chiran_60.htm

*かわさきこどもページ
<http://www.city.kawasaki.jp/75/75sz/inken/ohse/ki/tdspage/index.html>

お問合せ先
川崎市人権オンブズパーソン担当事務局
電話 044-813-3112
川崎市高津区溝口2-20-1
川崎市児童共済会センター4階

人権オンブズパーソンは、子どものなやみをきいて、どうしたらよいか、子どもといっしょに、よい方法をかんがえ、たすけてくれます。いじめや学校のこと、ともだち、家族、自分のことなどで、あなながこまっているとき、つらいとき、たすけてほしいとき、電話をしてください。

くわしくきいてほしいときは、はなしにきてもらったり、ちかまで出かけていくこともできます。名前をいわずとも相談できます。ひみつは守ります。安心して相談してください。

案内図



*JR南武蔵溝ノ口駅・田園都市線溝ノ口駅から、10分くらい歩きます。

こまった、つらい、かなしい・・・
なんていいから、すぐに電話してね

みんなのサポーター
人権オンブズパーソン
(じんけんおんぶずぱーそん)
☎ 0120-813-887



川崎市子どもの権利に関する条例にもとづく相談・救済機関です。

KAWASAKI CITY
川崎市

リーフレット(中)

どんな相談ならいいの? **子どもの相談はなんてでもいいよ**

いじめ 悪口、いじわる、口をきいてくれない、なかまはずれ
ぎゃくたい 籍からたたかれる、めんどうをみてくれない
学校などのトラブル 体罰をうける、先生に相手にされない
自分や家族のこと、ともだち、近所、まわりのできごと

だれでも相談できるの? **子どもやよとなのだれもがてるよ**

本人、家族、ともだち、まわりでできた人

人には知られないの? **しみつは守るよ**

なまえをきかないで相談にのるから・・・

はなしをするうちに、もんだいが解決することもあるよ!

相談

もしも、はなしをきいてほしいの? (いじめられてつらい...)

どうすればいいの? (どうしたらいいの?)

あう日にもきめる? (もう一度話せる?)

おんぶずぱーそんが話をきく、いっしょにかんがえる。

おんぶずぱーそんが話をきく、いっしょにかんがえる。

どうしたらいいの? ひどいのはげからたすけてほしいよ!!

人権オンブズパーソン

しらべたり、はなしをきいて、できることはするから、おんぶんしてね!

相談してみよう

たとえは、こんなこと・・・
げんきがでない
いじめられて、つらい
いやなことをされた、きずついたりわちをいわれた、いやなきもち
なかまはずれにされた、かなしい
だれにもいえない、なやんでいる
せわをしてもらえない

【提言（２）】

学校及び児童養護施設における「人権オンブズパーソン子ども教室」や児童養護施設への訪問事業は、子どもの人権理解および人権オンブズパーソン制度の周知の機会として効果が高いため、より多くの子どもと教職員に働きかけるとともに、そのための体制を整備すること。

講じている措置

子ども教室の開催については、全市小中学校長会において、制度説明と子ども教室の実施校の選定を行うとともに、児童養護施設での実施に向けて所管課と日程などの調整を行いました。

また、人権オンブズパーソンによる研修会の実施については、今年度新任校長研修会において、人権オンブズパーソンを講師として派遣し、制度の正しい理解と学校との一層の連携を図ることとしました。

さらに関係機関等への協力依頼については、区役所こども支援室長会議や教育担当課長会議等において、制度利用の周知を図り、相談・救済事案に係る協力等を依頼しました。

講じようとしている措置

子ども教室も５年目になり、子どもがより高い関心をもってくれるよう内容・方法等の点検をして充実を図ります。その他、多様な広報媒体の手法を検討し、より多くの子どもや職員に周知を図ります。

【提言（３）】

年次報告書等を通じた事業の運営状況の公表にあたっては、統計的な相談件数等に加えて、どのような解決方法を探っているのかについて、市民が理解できるように分かりやすく記載すること。それにより、市民が事業内容を検証できるようにすること。

講じている措置

活動状況等の公表については、個人情報保護の観点などを踏まえ、人権オンブズパーソンにおける相談活動について理解を得られるように報告書を工夫しました。

講じようとしている措置

今後も、提言の趣旨に沿ってより分かりやすい活動報告を行うよう検討します。

【提言（４）】

子どもが安心して相談できるアクセス方法の充実、多様な相談機会の確保に努めること。あわせて、相談場所等の環境整備にさらに取り組むこと。

講じている措置

市ホームページやメール等を利用した気軽な相談の促進を図り、当所まで来れない子ども等との面談については、人権オンブズパーソンと専門調査員が子どもの来やすい場所の近くまで出向き、区役所や市民館等の安心して相談できる場所を確保して相談に応じています。また、相談場所の環境整備については、川崎市男女共同参画センターの協力を得て、相談者の状況や相談内容に応じて3階相談室内の面接室、グループ相談室、保育室等（相談者の同伴児保育等）の活用を図りました。

講じようとしている措置

子どもの権利の日のつどい、各区子どもフェスタ及び巡回相談等を利用して、多様な相談機会の確保を行い、人権オンブズパーソン制度利用の広報に努めます。また、相談環境の整備については、電話相談室等の整備を検討するとともに、子どものアクセスしやすい区役所会議室等の利用や「巡回人権オンブズパーソン」の会場確保等に取り組めます。

【提言（５）】

子どものSOSを受け止めるため、専門調査員には、子ども固有の問題に精通し、専門分野、性別、年齢等において多様な構成による人材を確保すること。また、職員の資質を向上するための研修機会の充実、支援体制の整備に引き続き留意すること。

講じている措置

専門調査員の適確な人材の確保については、今年度の専門調査員の任用に際して、精神保健福祉士としての経験や年齢に配慮し、子どもの相談に対して適確な人材を採用しました。

専門調査員に対しては、人権オンブズパーソンがパーソン会議・事例検討会等で子どもの相談事案をスーパーバイズするほか、事務局職員も含め研修会への積極的な参加や「子どもの救済とリーガルサポート事例集」や子どもに関わる法律・教育・心理等の関連文献等の提供により資質向上を図っています。

また、専門調査員・事務局職員が、相談関係機関研修やNPO合同研修会に参加するほか、施設見学（子ども夢パーク）、関係機関会議（相談連絡会議）に出席し、関係職員との情報交換、連携を図っています。

【提言（６）】

第三者機関としての立場を活かし、子どもが安心して生きていけるようにするため、他の関係機関とのセーフティネット構築に連携・協力すること。

講じている措置

セーフティネットの構築については、相談・救済申立てにおいて、人権オンブズパーソンが子どもの意向を尊重して家族、関係機関と意見交換を行う中で必要な対応策を提案し、適切な方策を講じています。

また、事務局職員が関係機関（総合教育相談センター、区役所こども支援室、こども家庭センター、児童相談所等）の教育担当課長会議、こども支援室長会議、要保護児童対策協議会、児童福祉審議会、人権擁護委員会議等に参加し、活動報告及び意見交換を行い、連携の促進を図っています。

さらに、子どもの居場所であるこども文化センター、子ども夢パーク、NPO教育活動総合サポートセンターと連携して、相談・救済活動について情報発信し利用促進を図り、子どもの権利学習等資料で紹介を行います。

【提言（７）】

制度改善のための意見を表明し、子どもの権利保障に向けて予防的な効果を図ること。

講じている措置

児童虐待の疑いのあるケースについて発意調査を開始し、児童虐待に対する早期対応が図られるよう市の体制のあり方等について調査・検討を行っています。